



JA 葬祭 通信

地域とともに、ゆたかな暮らしのお手伝い

2013.3月発行 第4号

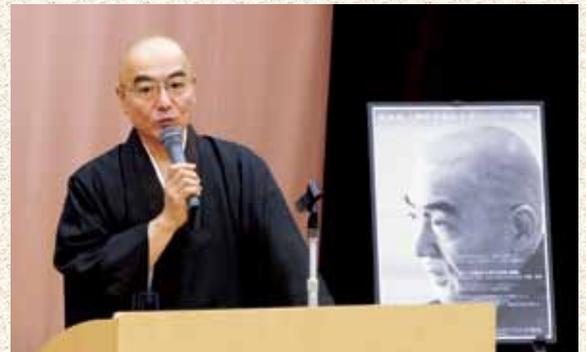
発行 / 福島県JA葬祭事業連絡協議会
 編集 / JAライフクリエイト福島 生活事業部 催事課
 〒963-0725 郡山市田村町金屋字下夕川原76番1
 TEL024(942)5078
 ホームページ <http://www.jalcf.jp/index.shtml>
 お客様相談窓口
 (ご意見・質問) ☎024(942)5078

平成24年度 JA葬祭事業の取組み

◎第1回 福島県JA葬祭事業経営者セミナー開催



挨拶をする協議会 中和田吉彦 会長(JAそうま)



玄侑宗久 住職 (三春町 福聚寺)

- 平成24年9月18日(火)飯坂温泉『摺上亭大鳥』にて、県内の葬祭事業を行っている、JA及びJA子会社で組織する『福島県JA葬祭事業連絡協議会』主催による経営者セミナーを開催いたしました。
- 地域の葬儀文化継承を考えるセミナーでした。

■平成24年度の各JAで実施された行事

《人形供養祭》 8JA

- JAみちのく安達〔JA共同施設(株)〕
- JA郡山市〔(株)JA郡山市協同サービス〕
- JAあぶくま石川 葬祭センター
- JAしらかわ 典礼センター
- JAたむら まごころ
- JA会津いいで〔JA会津いいで総合サービス(株)〕
- JAあいづ〔JAあいづ生活(株)〕
- JAそうま 葬祭センター

《友の会集い》 1JA

- JA会津みなみ 購買部

《県下統一事前相談会》

- 16JA (JAいわき中部を除く)

《感謝祭》 2JA

- JA会津いいで〔JA会津いいで総合サービス(株)〕
- JAいわき市〔(株)JAいわき市協同サービス〕

《合同慰霊祭》 2JA

- JA新ふくしま〔(株)JA新ふくしまライフ〕
- JA伊達みらい 催事センター

《健康セミナー》 1JA

- JAたむら まごころ

平成25年度も各JAで多数企画しておりますので皆さまのご参加をお待ちしております



JA新ふくしま〔(株)JA新ふくしまライフ〕
JAホールかわまた(平成24年12月)

伊達郡
川俣町

新規
オープンの
葬祭会館



JAたむら まごころ
JAまごころ絆(平成24年12月)

田村市
船引町

ご葬儀事前相談のご案内

少しでも「お葬式」の不安を取り除くため
葬儀事前相談をご利用ください。

県内のJA葬祭では、安心してお葬式を行なっていただくため、葬儀事前相談を承っております。
ご相談にあたっての費用は一切かかりません。
また、秘密厳守ですので安心してご相談いただけます。



お気軽に
ご相談
ください

- はじめてお葬式をされる方
- 葬儀費用やしきたりに不安がある方
- ご高齢の家族を抱えておられる方
- お寺様とお付き合いのない方
- 子供や残された家族に心配をかけたくない方
- 自分の考え方に合わせたお葬式をされたい方

◆ 県内の各JA・JA子会社一覧 ◆

【 県北エリア 】

- (株)ジェイエイ新ふくしまライフ催事センター
TEL.024-555-6226
- JA伊達みらい 催事センター
TEL.024-575-0207
- JA共同施設(株)(JAみちのく安達)
TEL.0243-22-1210

【 県中エリア 】

- (株)JA郡山市協同サービス
TEL.024-962-3131
- (株)ジェイエイすかがわ岩瀬 総合葬祭部
TEL.0248-63-1121
- JAたむら まごころ
TEL.0247-82-5594

【 県南エリア 】

- JAあぶくま石川 葬祭センター
TEL.0247-26-3106
- JAしらかわ 典礼センター
TEL.0248-24-5850
- (株)やすらぎの杜(JA東西しらかわ)
TEL.0247-33-1059

【 会津エリア 】

- JA会津みなみ 購買課
TEL.0241-62-6001
- JAあいづ生活(株) 催事センター(JAあいづ)
TEL.0242-75-5252
- (株)みどり(JA会津みどり)
TEL.0242-84-2288
- JA会津いいで総合サービス(株) 催事事業部
TEL.0241-22-3355

【 浜通りエリア 】

- JAそうま 葬祭センター
TEL.0244-67-1077
- (株)JAいわき市協同サービス
TEL.0246-25-9999

※上記のJA・JA子会社へ、お気軽にお問い合わせください。
※JAふたばは最寄りのサポートセンターへお問い合わせください。

【 JAふたばサポートセンター・支店 】

- 福島サポートセンター ……TEL.024-554-3105
- 郡山サポートセンター ……TEL.024-942-0180
- 安達サポートセンター ……TEL.080-1679-6129
- いわきサポートセンター ……TEL.0246-22-8883
- 会津サポートセンター ……TEL.0242-32-5000
- 広野支店 ……TEL.0240-27-3131
- 川内支店 ……TEL.0240-38-2121

★法事法要・仏壇・仏具・墓石など、どのような事でもお気軽にご相談ください★

詳しくは

(株)JAライフクリエイト福島
HPをご覧ください。

<http://www.jalcf.jp/index.shtml>

JAライフクリエイト福島

検索





今年、東日本大震災で犠牲になられた方々の、三回忌にあたる年です。

ご相談希望の組合員の皆さまは、最寄のJA葬祭担当窓口までご連絡ください。

電話番号は、最後の頁に記載されています。

● 法事法要について ●

● 法要とは？

一般的に、私たちは「法事」と言っていますが、厳密に言いますと、住職にお経をあげてもらうことを「法要」といい、法要と後席の食事も含めた行事を「法事」と呼びます。「初七日」とか「四十九日」「一周忌」ということばは聞いたことがあると思います。

故人が亡くなったあとに行う重要な法要です。

そもそも法要とは、仏になった故人を供養するという意味の仏教用語で、追善供養ともいいます。

● 年忌法要の準備

年忌法要を営むには、まず日程や場所を決めなくてはなりません。正しくは、故人の命日に営むものですが、都合によっては変更しなければならない場合には、命日より遅くならないようにしましょう。場所は自宅や菩提寺が多いようです。自宅で営む場合には、仏壇を掃除し仏具も揃え、線香・ローソク・お花などを準備しておきます。もちろんお墓も

法要は故人を偲び、冥福を祈るために営むものなのです。冥福とは、冥途の幸福のことで、故人があの世界でよい報いを受けてもらうために、この世に残された者が供養をします。

また法要は、故人が設けてくれた人と人のご縁、「この人がいたから自分がある」というつながりを再確認し、故人への感謝の思いを新たに、自分自身を見つめ直す場でもあります。



掃除しておきます。

お寺に連絡して日時などの相談をする際には、塔婆も用意していただけるように頼んでおきます(浄土真宗以外)。そして、法要に参列していただきたい方々に案内状を出します。

● 彼岸について ●

● お彼岸とは？

彼岸は春分の日と秋分の日を中日(ちゅうにち)とし、前後の三日を合わせた七日間をいいます。

お彼岸の初日を「彼岸の入り」といい、最終日を「彼岸の明け」といいます。仏教では「彼岸」とは向こう岸に渡るという意味です。迷いのこの世〔此岸(しがん)〕から、川の向こうの悟りの世界に渡るために教えを守り、行いを慎むのが本来の彼岸の意味です。

現在、彼岸の日には家族そろってお墓参りをするのが慣習となっています。お墓参りに特別の作法はありません。墓石

をきれいに洗い、周りも掃除して花や線香を供えます。手桶から水をすくい、墓石の上からかけて合掌礼拝します。

家庭では仏壇を掃除し、花や季節の果物、ぼたもち、おはぎ等を供え、故人や先祖の供養をします。

春の彼岸には「ぼたもち」、秋の彼岸には「おはぎ」を仏壇に供えます。「ぼたもち」も「おはぎ」もどちらも米と餡でつくった同じものですが、牡丹と萩という季節の花に由来して名前がつけられたようです。

● 彼岸の意味

彼岸という言葉は、古代インド語のパラミター(波羅蜜多)が語源で、「彼の岸へ至る」という意味です。煩惱や迷いに満ちたこの世を「此岸」というのに対し、悟りの世界・



仏の世界を「彼岸」といいます。悟りの世界に至るために、仏教には六波羅蜜の教えというのがあります。

【六波羅蜜】

- 布施(ふせ)～他人へ施しをすること
- 忍辱(にんにく)～不平不満を言わず耐え忍ぶこと
- 禅定(ぜんじょう)～心を安定させること
- 持戒(じかい)～戒を守り、反省すること
- 精進(しょうじん)～精進努力すること
- 智慧(ちえ)～真実を見る智慧を働かせること

● お彼岸と祝日

「国民祝日に関する法律」によりますと、「春分の日」は「自然をたたえ、生物をいつくしむ」、「秋分の日」は「先祖をう

やまい、亡くなった人をしのぶ」と書かれています。まさに仏教の精神そのものであります。

●JA葬祭では会員制度を設けております●

- *県内各JA・JA子会社は、随時 会員募集を行っております。
- *JA・JA子会社によって異なりますが、組合員・准組合員様、友の会などの会員様は、葬祭に関する特典が受けられます。
- *JA組合員・准組合員様以外の方は、出資金または会員制度実施JAへの入会金をお支払いいただければ特典が受けられます。
- *JA葬祭の会員制度では、脱会などの場合に手数料などは掛りません。

特典例

- 葬儀施行料金
- スタンド生花、盛籠などの供花物割引。
- 香典返し等の割引。
- 法事法要に関する返礼品等。

平成23年度会員数
61,470名

(JA葬祭実態調査より)

厚生労働省認定・
葬祭ディレクター
技能審査制度

1級葬祭ディレクター
.....53名
2級葬祭ディレクター
.....51名
計104名
(平成24年12月現在)

JA葬祭での
葬祭資格
取得者数



JAグループ
葬祭資格制度

JA葬祭
シニアプロデューサー
[JA・JA子会社から推薦を受けた、
1級葬祭ディレクター取得者
.....8名
(平成24年12月現在)]

※福島県の葬祭ディレクター数は、全国JAグループ8位です。(平成23年度末実績)

葬儀のあとの
豆知識

●国民健康保険から
葬祭費を請求する手続き

豆知識

- 国民健康保険に加入していた本人(被保険者)扶養家族が死亡した場合、葬式の費用(自治体によって「葬祭費」や「葬祭の給付」などと呼び方が変わります)として一定の金額が支給されます。
- 支給される金額については市区町村により差があります。
- 手続きする窓口は、役所の国民健康保険課です。

- 手続きに必要なものは、健康保険証、印鑑、振込先口座番号、葬儀費用の領収書などです。あらかじめ国民健康保険課に電話などで確認しておきましょう。
- この支給も申告制になっていますので、所定の書類を提出して申請します。
- 申請のない以上、支給されませんので注意しましょう。
- 申請期間は亡くなった日から2年以内です。申請が受理されると、現金は銀行や郵便局の指定口座に振り込まれます。

●国民年金の受給の手続きについて

- 葬祭費受給のために申請に行くとき、国民年金の受給手続きもとるようにします。
- 国民年金の手続きには国民年金証書(国民年金手帳)が必要ですので持参するようにします。